

下呂市告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、次の施設の指定管理者を指定したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
やすらぎセンター四美	下呂市萩原町萩原 8 7 5 番地 2	社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会 会長 大前一廣	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで